

## 生駒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和元年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月19日

生駒市監査委員 東 良 徳 一  
生駒市監査委員 白 本 和 久

### 記

#### 1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

#### 2 監査の実施期間

令和元年12月2日（月）～12月6日（金）・令和2年2月18日（火）

#### 3 監査の対象

いこまどんどこまつり実行委員会（以下「まつり実行委員会」という。）における執行事務のうち、令和元年度の出納その他の事務を対象として実施した。

なお、所管課である市民活動推進課のまつり実行委員会に対する補助金交付事務については、同時に実施した市民活動推進課の定期監査において監査の対象とした。

#### 4 監査の観点・方法

令和元年度の「出納その他の事務」が適正に執行されているかについて、また、事務事業が補助の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか等に主眼をおいて、予算書、出納関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求めて照合・確認を行うとともに、必要に応じて担当者から事情を聴取する方法で、監査を実施した。

#### 5 まつり実行委員会について

##### (1) まつり実行委員会の概要

生駒市民が心をひとつにして、ここがふるさとだと言えるような「いこまらしさ」を育てるために、「いこまどんどこまつり」を実施することを目的として設置された。業務内容は、いこまどんどこまつりの企画、実施、広報及び関係機関等との連絡調整に関する事等である。また、まつり実行委員会の経費は、市の補助金、寄附金等により賄われており、事務局は市民活動推進課内に置かれている。

##### (2) 役員状況

会長は生駒市長で、4名の副会長（市議会議長、生駒商工会議所会頭、自治連合会長、副市長）、2名の監事（消防団長、生涯学習推進連絡会長）、理事1名（教育長）のほか合計49名の役員で構成されている。

(3) 予算執行状況（平成31年4月1日～令和元年12月2日）

令和元年度の監査時点における予算執行状況は、次のとおりである。

歳入

費目	予算額	執行済額	収入未済額	執行率(%)
補助金	12,750,000	12,750,000	0	100.0
雑収入	61,000	58,511	2,489	95.9
寄附金	2,300,000	2,657,000	-357,000	115.5
合計	15,111,000	15,465,511	-354,511	102.3

歳出

費目	予算額	支出済額	執行残額	執行率(%)
事業費	14,485,000	13,782,528	702,472	95.2
花火費	3,000,000	3,000,000	0	100.0
運営費	1,885,000	1,818,175	66,825	96.5
会場設営費	5,450,000	5,251,900	198,100	96.4
物品費	1,200,000	974,771	225,229	81.2
清掃警備費	2,950,000	2,737,682	212,318	92.8
啓発費	560,000	559,042	958	99.8
印刷費	263,000 (PR費から13,000円流用)	262,042	958	99.6
PR費	297,000 (印刷費へ13,000円流用)	297,000	0	100.0
総務費	66,000	60,156	5,844	91.1
会議費	5,000	0	5,000	0.0
事務費	61,000	60,156	844	98.6
合計	15,111,000	14,401,726	709,274	95.3

(ア) 収入事務について

まつり実行委員会の会計は通帳管理されており、収入に関する関係書類と管理口座の通帳を照合・確認した。

(主な収入)

○ 補助金

全額が生駒市から交付された補助金で、事業完了後に精算を行い残額が発生した場合は市に返還することとなっている（事業完了は年度末）。

○ 雑収入

預金利息及びステージの司会等の支払いに係る源泉徴収所得税である。

○ 寄附金

花火に対する協賛金で、本年度は寄附者数55（個人・法人等）となっている。

(イ) 支出事務について

契約書、見積書、支出関係書類、管理口座の通帳を照合・確認した。

(主な支出)

○ 事業費-花火費

全額が花火の打ち上げ費用で、社団法人日本煙火協会加盟の3者から見積書を徴集し、最も安価な業者と契約している。

○ 事業費-運営費

専門委員等に対する謝礼、ステージ司会等の費用、出演者・スタッフ等に提供する飲料代等が主な支出である。

○ 事業費-会場設営費

- ・ イベント物品の借上げ費用（2,683,930円）

市の物品・委託業者登録から6者を指名して入札を実施している。

- ・ ステージ及びPAシステムの設営・運営等委託（1,394,010円）

3者から見積書を徴集し、最も安価な業者と契約している。

○ 事業費-清掃警備費

- ・ いこまどんどこまつり開催時の警備等（1,907,712円）

市内に事業所等がある者及び本市等において実績がある者のうちから4者指名して入札を実施

6 監査の結果

監査の対象に係る事務の執行については概ね適正に処理されていたが、以下の点について検討・改善が必要と思われるので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき措置を講じられるとともに、その講じられた措置を通知されたい。なお、事務処理上改善を要する軽微な事項については、事務局職員から担当職員等に直接指導を行った。

○ 源泉徴収所得税の取扱いについて

司会やステージ出演者等への支払いに係る源泉徴収所得税について、歳入予算の雑収入に一旦収入したのち、歳出予算の総務費（事務費）から支出して国へ納付していた。源泉徴収所得税は、まつり実行委員会が源泉徴収義務者として納税義務者から徴収し、国へ納付するものではあるが、まつり実行委員会自体の収入ではないことから、雑収入への収入等の手続きは必要ないものと考えられるため、是正されたい。

○ 支出手続きについて

歳出予算の執行に当たっては、市の会計処理に準じて支出負担行為伺書等の伝票を作成し、管理職の決裁を経て支出されており、通帳と通帳印は別々の場所に保管されていた。しかし、通帳からの出金に際しては、出金伝票の作成と通帳印の押印を同一の職員が行っていたため、通帳印の押印は管理職が行うなど、通帳からの出金時に第三者が金額のチェックを行うことができるよう改善されたい。